

(証券コード 3181)
2026年5月11日
(電子提供措置の開始日 2026年5月1日)

株 主 各 位

名古屋市港区川西通五丁目12番地

株式会社買取王国

代表取締役社長 嶋本 匡能

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第27期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.okoku.jp/company/ir/pdf/convene.pdf>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コード(3181)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年5月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月26日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市港区川西通五丁目12番地
当社本社（買取王国港店3F）研修室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第27期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第 1 号 議 案 定款一部変更の件
第 2 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第 3 号 議 案 監査等委員である取締役3名選任の件
第 4 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付
株式の付与に関する内容変更の件

以 上

~~~~~

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  - ・株主資本等変動計算書
  - ・個別注記表
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。
- ◎今回は、株主総会決議通知の発送を取り止め、本総会の結果は当社ウェブサイト（<https://www.okoku.jp/>）に掲載させていただく予定であります。

# 事業報告

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、賃上げ進展に伴う所得環境の改善や底堅い個人消費を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、米国の新政権発足に伴う通商政策の転換（トランプ関税）への懸念や、中東情勢などの緊迫化する地政学リスク、中国経済の停滞など、海外景気の下振れが国内経済に与える影響を注視すべき状況が続いております。さらに、国内においても金利のある世界への本格的な移行や政局の動向など、先行きは依然として不透明な状況にあります。リユース小売業界におきましては、物価高騰による消費者の生活防衛意識の高まりに加え、サステナビリティへの関心拡大を背景とした「循環型社会（サーキュラーエコノミー）」への移行が加速しており、市場規模は拡大傾向にあります。採用コストや物流費の上昇といった課題はあるものの、需要は極めて堅調に推移いたしました。

このような環境下、当社は持続的な成長に向けて以下の施策に注力してまいりました。店舗戦略におきましては、ポートフォリオの最適化と収益性の向上を最優先課題として取り組んでまいりました。不採算店舗であった「おたから買取王国城山店」と「良品買館長吉長原店」の閉鎖による経営資源の再配分を行う一方で、成長カテゴリーへの重点投資を継続しております。

具体的には、「工具買取王国」業態において計画どおり7店舗を出店し、「マイシュウサガール」業態においても計画どおり2店舗の出店を果たし、ドミナントエリアの拡大を推進いたしました。

当事業年度の出店経緯は以下のとおりであります。

| 業 態       | オープン日      | 店 舗 名              |
|-----------|------------|--------------------|
| 工具買取王国    | 2025年3月7日  | 柴田本通店（愛知県名古屋市中南区）  |
|           | 2025年5月9日  | 豊田広久手店（愛知県豊田市）     |
|           | 2025年8月9日  | 豊山41号店（愛知県名古屋市中北区） |
|           | 2025年8月29日 | 浜松志都呂店（静岡県浜松市）     |
|           | 2025年9月19日 | 四日市日永1号店（三重県四日市市）  |
|           | 2025年12月5日 | 箕面171号店（大阪府箕面市）    |
|           | 2026年2月20日 | 福井8号店（福井県福井市）      |
| マイシュウサガール | 2025年3月1日  | 半田インター店（愛知県半田市）    |
|           | 2025年3月14日 | 岐阜北方店（岐阜県本巣郡北方町）   |
| KOV       | 2025年5月2日  | 1号店（愛知県名古屋市中区）     |
|           | 2025年10月3日 | 2号店（愛知県名古屋市中区）     |

商品政策におきましては、多様な調達チャネルの強化による「仕入力」の向上に注力するとともに、専門特化型モデルへの転換を加速させております。その象徴的な施策として、2025年6月に「買取王国高畑店（名古屋市中川区）」を全面改装し、ホビー専門店としてリニューアルオープンいたしました。同店はインバウンド需要を含む国内外の幅広い顧客層から支持を得ており、ホビー商材における旗艦店としての地位を確固たるものとしております。

さらに、新たな成長エンジンとして古着専門店「KOV（買取王国ヴィンテージ）」を立ち上げ、2025年5月に1号店、同年10月には名古屋のトレンド発信地である大須地区に2号店を相次いで出店いたしました。希少性の高いヴィンテージアイテムに特化した差別化戦略が奏功し、高い注目を集めております。加えて、同年10月には自社主催イベント「KOV VINTAGE MARKET」を開催し、東海エリア最大級のヴィンテージ催事として、ブランド認知度の向上と新たな顧客体験（タイムレスな価値）の提供を実現いたしました。KOVの出店により従来の既存店のお客様層とは異なる、より専門性の高い商品を好まれるお客様層の獲得が実現しました。

業績については、良品買館の譲受後に初の通期計上となったこと、計画どおりの新規出店ができたこと、また、主要商材のファッション・ホビー・工具とも順調に伸ばし既存店の増収に繋がったことから、前年同期比を大きく上回り売上高9,330百万円（前年同期比19.3%増）、売上総利益4,843百万円（前年同期比17.3%増）となりました。利益面も前年同期を上回り、営業利益507百万円（前年同期比20.1%増）、経常利益546百万円（前年同期比17.3%増）、当期純利益358百万円（前年同期比9.0%増）という結果となりました。

## **(2) 設備投資の状況**

当事業年度におきましては、11店舗の新規出店を実施いたしました。  
この結果、当事業年度の設備投資総額は465百万円となりました。

## **(3) 資金調達の状況**

当期における当社の資金調達について、特記すべき事項はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別   | 第 24 期<br>(2022年3月1日から<br>2023年2月28日まで) | 第 25 期<br>(2023年3月1日から<br>2024年2月29日まで) | 第 26 期<br>(2024年3月1日から<br>2025年2月28日まで) | 第27期(当期)<br>(2025年3月1日から<br>2026年2月28日まで) |
|-------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------|
| 売 上 高       | 5,865,811千円                             | 6,739,406千円                             | 7,822,875千円                             | 9,330,889千円                               |
| 営 業 利 益     | 387,280千円                               | 495,517千円                               | 422,066千円                               | 507,081千円                                 |
| 経 常 利 益     | 420,766千円                               | 523,928千円                               | 465,768千円                               | 546,412千円                                 |
| 当 期 純 利 益   | 273,923千円                               | 360,396千円                               | 328,348千円                               | 358,062千円                                 |
| 1 株当たり当期純利益 | 76円6銭                                   | 99円36銭                                  | 90円09銭                                  | 97円87銭                                    |
| 総 資 産       | 3,954,569千円                             | 4,446,870千円                             | 5,227,523千円                             | 5,957,125千円                               |
| 純 資 産       | 2,397,572千円                             | 2,751,299千円                             | 3,062,843千円                             | 3,400,617千円                               |
| 1 株当たり純資産額  | 662円60銭                                 | 757円45銭                                 | 838円92銭                                 | 928円88銭                                   |

(注) 当社は、2023年3月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を実施しております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

また、1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき、算出しております。

## (5) 対処すべき課題

今後の経済環境の見通しにつきましては、物価・賃金・金利がそろって上昇する状況が定着するなかで、内需中心で緩やかに回復することが期待できるものの、アメリカのトランプ大統領による経済政策の実行化や、緊迫する地政学リスク、中国経済の停滞長期化など不安定要素が多く、先行き不透明な状況が続くと予想されます。

リユース小売業におきましては、人件費や物流コスト、金利上昇などが厳しい状況にある一方、生活防衛や循環経済への関心の高まりなどにより、市場規模が継続的に拡大しております。

このような環境の下、当社は、「夢ある商品とサービスを通して、喜びと心の満足を創りだしていきます。」という経営理念の下、お客様の困りごとを解決し、お客様の期待を超える商品とサービスを通して、顧客の感動を追求し続けることを経営方針としております。次の項目を主な経営課題として認識し、迅速に対処してまいります。

### ①商品政策

店頭買取をはじめ、買取専門店・宅配買取・法人仕入・海外買付・催事買取を強化し、安定した多様な調達ルートを確保してまいります。

多ルート商品調達力を推進すると同時に、販売チャネルを増やし、各種商材の特性に応じて販路を定め、的確に多くのお客様に届けてまいります。

取扱商品につきましては、成長性の高い工具をはじめ、ファッション・ホビーをさらに強化促進し、ブランド・トレーディングカードを守り、良品買館のノウハウを活かして家電・生活用品などを育てていきます。

### ②店舗政策

#### イ．総合リユースショップ買取王国業態

総合リユースショップ買取王国業態に関して、時流に合わせてお客様が再来店したくなる魅力的な売場づくりを追求いたします。その一環として、買取王国良品買館宝塚インター店をリニューアルし、古着専門店及び工具釣具買取王国として2026年4月10日にリニューアルオープンいたしました。取り扱い商材を古着、工具、釣具商材に絞り込むことで、得意商材を活かし店舗の業績向上を図ります。

## ロ. 工具買取王国業態

工具買取王国業態に関して、誰でも買取・販売・マネジメントができる標準化システムの構築及び人材育成に注力し、直営及びフランチャイズ形式で多店舗展開を加速していくため、データベースづくりやオペレーションの深化を引き続き取り組んでまいります。また、投資面では、既に関取王国業態などで入れ替えが完了している新POSへの入れ替えや、ネット販売の強化を行うためプラットフォームの独自構築を進めてまいります。店舗展開につきましては、新規ドミナントエリアでの新店舗の認知度を早く上げられる手法を模索し、実験・検証を行い、確立してまいります。2027年2月期においては、直営店舗7店舗の出店を計画しております。

## ハ. 総合リユースショップ良品買館業態

総合リユースショップ良品買館業態に関して、事業の承継後、当社のノウハウの注入及び管理システムの統合を迅速に推し進めました。垂直立ち上げに成功したことで、譲受直後から安定的な運営体制を確立しております。引き続き、「商品回転率の向上」と「商材ポートフォリオの最適化」を軸とした運営を加速させ、デジタル活用の推進により商品化プロセスを迅速化するとともに、立地特性に応じて「買取王国」の得意商材を組み込むことで、売場効率を最大化いたします。また、人的資本への投資を強化し、個々の店舗力と専門性を高めることで、グループシナジーを活かした高収益体質への転換を進めてまいります。

## ニ. 買取七福業態

買取七福業態に関して、2026年4月より屋号を旧「おたから買取王国」から「買取七福」へと変更しました。コンセプトである「リユースをより身近に感じていただく」ため、「お片づけなんでも相談所」としてリユースの良さを伝え、文化とする取り組みを行ってまいります。

## ホ. マイシュウサガール業態

マイシュウサガール業態に関して、国内の3次流通として自社の店舗を支えるとともに同業他社の困りごと解決にも取り組んでまいります。店頭でお客様にサービスを提供することに専念できるように、商品加工等を社内物流拠点の構築により内製化することで、さらなる生産の効率化を進めてまいります。

へ、その他新業態

会社が永續していくために、時流に合わせて変化することが必要不可欠だと考えております。

当社は、インターネットを介してより広い範囲のお客様のニーズを満たすため既存の国内ECの強化に加え、越境ECを開始するEC事業、不要になった品物で大学・非営利団体等へ寄付を行える寄付事業「モノドネ」、成長が著しい海外市場への進出に今後も経営資源を投入して推進してまいります。

EC面に関して、拠点が分散していることや、外注によるコストの増大を解消するため、物流倉庫を新設して、コストを圧縮することで利益の創出を図ります。また、実店舗へのご来店が困難なお客様も含め、より多くのお客様にご利用いただけるよう、自社オンラインサイトのリプレイスを推し進めております。検索性および視認性の改善により顧客満足度を高めるとともに、大手ECモールとの連携を再開し、販売機会の拡充と市場競争力の強化に注力してまいります。

リアル店舗としての進出リスクが高まったアメリカについては、前述の越境ECとしての進出に切り替え、リアル店舗の出店は東南アジアで準備を始めております。世界に目を向けて、今までよりもっと広範囲のお客様に喜びと心の満足を創り出せるよう行動してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### **(6) 主要な事業内容（2026年2月28日現在）**

当社は、総合リユース小売業として、買取王国、工具買取王国、良品買館、マイショウサガール、おたから買取王国及びその他業態を運営しております。

# (7) 主要な営業所 (2026年 2月28日現在)

- ① 本 社 愛知県名古屋市中港区川西通五丁目12番地  
 ② 店 舗

| 業 態                             | 店 舗 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合リユースショップ<br>買取王国<br>(直営店27店舗) | 愛知県 : 一宮店、港店、小牧店、高辻店、藤が丘店、緑店、<br>春日井店、植田店、高畑店、守山大森店、豊橋牛川店、<br>豊田インター店、豊橋神ノ輪店、半田インター店、<br>岡崎南店、岡崎大樹寺店、豊山店、甚目寺店<br>岐阜県 : 可児店、岐阜河渡店、大垣店、岐阜長良店、多治見店、岐南店<br>大阪府 : 枚方国道1号店、松原店<br>兵庫県 : 宝塚インター店                                                                                                                                                                                 |
| 工具買取王国<br>(直営30店舗、<br>F C 6店舗)  | 愛知県 : 西春店、蟹江店、春日井19号店、岡崎大樹寺店、豊川店、<br>長久手店、守山大森インター店、大口41号店、鳴海店、<br>F C新瑞橋店、刈谷1号店、柴田本通店、豊田広久手店、<br>豊山41号店<br>岐阜県 : 大垣258号店、多治見店、F C西岐阜店<br>三重県 : 桑名店、鈴鹿白子23号店、四日市日永1号店<br>大阪府 : 四條畷店、摂津店、松原天美店<br>F C堺浜寺26号店、F C津守店、F C東大阪308号店、<br>箕面171号店<br>奈良県 : F C天理店<br>京都府 : 京都久世171号店、京都八幡1号店<br>滋賀県 : 大津1号店<br>石川県 : 金沢鞍月店、白山福留8号店<br>富山県 : 高岡8号店<br>静岡県 : 浜松志都呂店<br>福井県 : 福井8号店 |
| 総合リユースショップ<br>良品買館<br>(直営7店舗)   | 大阪府 : 茨木店、千里丘店、アウトレット寝屋川店、<br>東大阪店、松原店<br>兵庫県 : 三田店<br>奈良県 : 奈良押熊店                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| マイシュウサガール<br>(直営5店舗)            | 愛知県 : 一宮店、みよし店、春日井店、半田インター店<br>岐阜県 : 岐阜北方店                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| おたから買取王国<br>(直営5店舗)             | 岐阜県 : イオンタウン本巣店、パロー土岐店<br>静岡県 : イオンタウン浜岡店、イオンタウン大須賀店、<br>ザ・ビッグ湖西店                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| WHY NOT<br>(直営2店舗)              | 愛知県 : 栄店、緑店                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| KOV<br>(直営2店舗)                  | 愛知県 : 1号店、2号店                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

### (8) 従業員の状況 (2026年 2月28日現在)

| 従業員数       | 前期末比増減    | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|--------|--------|
| 175名(406名) | 6名減(29名増) | 37歳4ヵ月 | 7年3ヵ月  |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。  
2. 従業員数(外書)は、臨時従業員の平均年間雇用人員(1日8時間換算)であります。

### (9) 主要な借入先の状況 (2026年 2月28日現在)

| 借 入 先               | 借 入 金 残 高 |
|---------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 206,682千円 |
| 株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行 | 186,640千円 |
| 瀬 戸 信 用 金 庫         | 183,328千円 |
| 株 式 会 社 名 古 屋 銀 行   | 174,975千円 |
| 株 式 会 社 あ い ち 銀 行   | 139,880千円 |

### (10) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2026年3月13日開催の取締役会において、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化、コーポレート・ガバナンスの充実、次世代経営を担う中核人材の育成を主な目的として執行役員制度を導入する旨の決議をしております。

## 2. 会社の株式に関する事項（2026年2月28日現在）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 11,880,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 3,680,950株  |
| (3) 株主数        | 2,189名      |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

| 株 主 名                                              | 当社への出資状況   |         |
|----------------------------------------------------|------------|---------|
|                                                    | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
| 有 限 会 社 カ ル チ ャ ー ビ ジ ネ ス                          | 1,326,000株 | 36.22%  |
| 長 谷 川 太 一                                          | 217,734株   | 5.94%   |
| 野 村 證 券 株 式 会 社                                    | 181,214株   | 4.94%   |
| 長 谷 川 和 夫                                          | 111,600株   | 3.04%   |
| ヨ シ ダ ト モ ヒ ロ                                      | 107,800株   | 2.94%   |
| 壬 生 順 三                                            | 66,300株    | 1.81%   |
| 買 取 王 国 社 員 持 株 会                                  | 61,333株    | 1.67%   |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS MARGIN (CASHPB) | 57,900株    | 1.58%   |
| 増 田 千 華                                            | 50,000株    | 1.36%   |
| 長 谷 川 ち ひ ろ                                        | 50,000株    | 1.36%   |

（注） 持株比率は、自己株式（19,993株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付された株式の状況  
該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役に関する氏名等（2026年2月28日現在）

| 地 位              | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                    |
|------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長          | 長 谷 川 和 夫 |                                                                                 |
| 代表取締役社長          | 嶋 本 匡 能   |                                                                                 |
| 取 締 役            | 壬 生 順 三   | 管理本部長                                                                           |
| 取 締 役            | 長 谷 川 太 一 | 工具営業部長                                                                          |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 深 谷 雅 俊   | 深谷会計事務所所長、株式会社動力社外監査役、KeePer技研株式会社外取締役（監査等委員）、株式会社FRC代表取締役                      |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 西 川 幸 孝   | 株式会社ビジネスリンク代表取締役、本多プラス株式会社社外取締役、三信鋳工株式会社社外取締役、株式会社紅久社外取締役                       |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 白 川 篤 典   | 株式会社ヴィレージヴァンガードコーポレーション代表取締役社長、エステールホールディングス株式会社社外取締役、株式会社ヘッドウォータース社外取締役（監査等委員） |

- (注) 1. 取締役深谷雅俊氏、取締役西川幸孝氏及び取締役白川篤典氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 監査等委員深谷雅俊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役3名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の取締役（監査等委員）は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

##### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査等委員全員及び管理職に当たる従業員であります。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。

ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

#### (4) 取締役の報酬等

当社の役員報酬は、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成されています。

##### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、「役員報酬規程」を決議しました。

また、「役員報酬規程」の定めに基づいて、監査等委員会が代表取締役が決定した取締役報酬基準案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容に従って決定しなければならないことから、取締役会は、取締役の報酬等の内容は「役員報酬規程」の定めた方針に沿うものであると判断しております。

(取締役(監査等委員である取締役除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針)

##### ・基本方針

役員報酬は、企業価値の継続的な向上を目指し、業績や株主価値との連動性を高め、透明性の高い報酬制度とすることを基本方針としております。

##### ・取締役の報酬の総額に関する決定方針

取締役(監査等委員である取締役除く)の報酬は基本報酬(年俸)及び譲渡制限付株式報酬により構成し、それぞれ株主総会において決議した総枠以内に決定するものとしております。

基本報酬(年俸)の額と譲渡制限付株式報酬の額の割合の決定に関しては、現時点のおおよその目安は、基本報酬：譲渡制限付株式報酬＝95：5にしております。

##### ・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の基本報酬(年俸)額の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、各役員の役位・職責及び前事業年度の会社業績等を勘案して役員各人別の報酬額を評価配分します。

配分内容に関しては、2021年2月15日施行の役員報酬規程の定めに基づいて、監査等委員会が諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

譲渡制限付株式報酬は、各事業年度株主総会後一か月以内の取締役会において、株主総会において決議した事項に基づいて、前事業年度の会社業績等を勘案して決定します。取締役の個人別の報酬額決定に関しては、取締役の個人別の基本報酬額の決定手続きに準ずることとしております。

##### ②監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等については、基本報酬のみで構成しております。株主総会で決議された報酬額の範囲内で、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、監査等委員である取締役の協議を経て決定しております。

③取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬等の限度額は、2016年5月27日開催の定時株主総会において、年額 120百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2023年5月25日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）を対象として、譲渡制限付株式報酬を年額 22.5百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の報酬等の限度額は、2016年5月27日開催の定時株主総会において、年額 30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の基本報酬及び譲渡制限付株式報酬等の額の決定に関しては、取締役会の決議にて、代表取締役会長 長谷川和夫氏に一任しております。代表取締役会長は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、「役員報酬規程」に基づき、各役員の役位・職責及び前事業年度の会社業績等を勘案して決定いたします。

委任の理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役会長が適していると判断したためです。

なお、取締役の個人別の報酬等の決定内容について、監査等委員会が諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役会長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

⑤当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

| 区 分                         | 人 数<br>(名) | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額<br>(千円) |               |
|-----------------------------|------------|-------------------|--------------------|---------------|
|                             |            |                   | 基本報酬               | 譲渡制限付<br>株式報酬 |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役分） | 4<br>(－)   | 69,024<br>(－)     | 66,480<br>(－)      | 2,544<br>(－)  |
| 取 締 役（監査等委員）<br>（うち社外取締役分）  | 3<br>(3)   | 5,190<br>(5,190)  | 5,190<br>(5,190)   | －             |
| 合 計<br>（うち社外役員分）            | 7<br>(3)   | 74,214<br>(5,190) | 71,670<br>(5,190)  | 2,544<br>(－)  |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額2,544千円が含まれております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社との当該他の法人等との関係

取締役深谷雅俊氏は、深谷会計事務所の所長及び株式会社FRCの代表取締役であります。なお、当社と深谷会計事務所及び株式会社FRCの間には特別の関係はありません。

取締役西川幸孝氏は、株式会社ビジネスリンクの代表取締役であります。当社は、株式会社ビジネスリンクとの間で人事労務顧問契約を締結しております。

取締役白川篤典氏は、株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの代表取締役社長であります。なお、当社と株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの間には特別の関係はありません。

### ②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役深谷雅俊氏は、株式会社動力の社外監査役及びKeePer技研株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と上記2社との間には特別の関係はありません。

取締役西川幸孝氏は、本多プラス株式会社、三信鉦工株式会社及び株式会社紅久の社外取締役であります。なお、当社と上記3社との間には特別の関係はありません。

取締役白川篤典氏は、エステールホールディングス株式会社の社外取締役、株式会社ヘッドウォータースの社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と上記2社との間には特別の関係はありません。

### ③出席状況及び発言状況

| 区 分              | 氏 名     | 出席状況及び発言状況                                                                                                       |
|------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 深 谷 雅 俊 | 当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会のすべてに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、特に会計・税務に関して、また監査等委員会委員として内部統制システムの構築についても助言・提言を行っております。       |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 西 川 幸 孝 | 当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会のすべてに出席し、企業経営者として、かつ経営コンサルタントとして豊富な経験と幅広い見識から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 白 川 篤 典 | 当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会のすべてに出席し、上場企業経営者として、豊富な経験と幅広い見識から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。             |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 13,500千円 |
| 会計監査人に支払うべき金銭<br>その他財産上の利益の合計額 | 13,500千円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な障壁が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の規定に従い、次のとおり「内部統制の基本方針」を定め、業務の有効性と効率性を確保し、関連法規を遵守しております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は取締役会規程に則り、月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図る。
- ② コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス委員会を設置し、月1回定例開催する。
- ③ 内部監査室を設置し、独立した専門部署として業務を行う。
- ④ 内部監査室は監査等委員、その他の部門と連携しながら職務を行い、業務の適法性・妥当性等を監査する。
- ⑤ 内部通報制度として、社内ヘルプホットラインを設置するなどして、情報収集に努める。

**(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ① 取締役の職務の執行に関する文書は、文書管理規程に基づき記録・保管・管理する。
- ② 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報について「インサイダー取引防止規程」等の規程類を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより安全管理を行う。

**(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① リスク一覧表を作成し、管理本部長の下、全社的取り組みとする。
- ② 内部監査室の監査により、当社内のリスクの早期発見、解決を図る。
- ③ 顧客等の個人情報については個人情報管理規程を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより安全管理を行う。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 職務権限規程に取締役の職務・責任を定める。
- ② 取締役会は取締役会規程に則り月1回定例開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、遅滞なく執行決定が行われる体制を構築する。

**(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「補助者」という。）についての具体的な内容は監査等委員会と相談し、その意見を充分考慮して検討する。
- ② 補助者の任命・異動については監査等委員会の同意を必要とする。
- ③ 補助者は当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。

**(6) 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 監査等委員は、取締役会のほか出店検討委員会その他重要な会議に出席することにより、取締役等からその職務の執行状況を聴取するものとし、関係資料については常時閲覧することができる。
- ② 監査等委員会は、会計監査人との連絡会及び内部監査室との連絡会で連絡をとり、不備の報告等を受け、その改善を行うことで業務の適正化を進める。
- ③ 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員、子会社の役員及び従業員ならびに子会社の役員及び従業員から報告を受けた者（以下「当社グループの役職員」という。）は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 当社グループの役職員は以下の重要情報について、発生の都度、速やかに監査等委員会に報告を行う。  
ア．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実  
イ．会社の業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実  
ウ．当社グループの役職員が法令もしくは定款に違反する行為をしたとき、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときはその旨
- ⑤ 当社は内部通報規程において、当社グループの役職員が当社の監査等委員会に対して直接通報を行うことができることを定める。

**(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、監査等委員会と代表取締役が定期的に意見を交換する体制を整える。
- ② 監査等委員会は、会計監査人との連絡会及び内部監査室との連絡会で連絡をとることで、監査等委員会の監査業務を効率的に進める。

**(8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、監査等委員会を設置し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適法性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がそのすべてに出席いたしました。その他、監査等委員会は12回、コンプライアンス委員会は12回開催いたしました。
- ② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

株主の皆様に対する利益還元は、経営の最重要課題と認識しており、継続していく必要があると考えております。同時に、利益還元の前提である事業の安定的成長とより磐石な収益基盤の構築は当社の最優先課題であり、内部留保の充実による企業体質強化にも意を用いる必要があると考えております。

当社は、各事業年度の収益状況・投資計画・財務体質の強化など勘案して、十分な検討・議論を経て、取締役会の決議によって剰余金の配当等を決定いたします。

当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり10円とさせていただきます。

内部留保金につきましては、新規出店、買取仕入れの強化、既存店のリニューアル及び人材育成を図るため、経営基盤の整備・拡充等に有効に活用し、競争力及び収益力の向上を図ってまいります。

~~~~~

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,010,181	流 動 負 債	1,241,952
現 金 及 び 預 金	1,413,462	買 掛 金	19,010
売 掛 金	354,843	1年内返済予定の長期借入金	537,552
有 価 証 券	50,000	未 払 金	127,030
商 品	2,046,021	未 払 費 用	198,557
前 払 費 用	126,073	未 払 法 人 税 等	101,307
そ の 他	19,779	未 払 消 費 税 等	123,379
固 定 資 産	1,946,944	契 約 負 債	27,118
有形固定資産	1,073,920	前 受 金	408
建 物	259,506	預 り 金	33,779
構 築 物	34,417	前 受 収 益	7,441
車 両 運 搬 具	5,566	賞 与 引 当 金	18,452
工 具、器 具 及 び 備 品	122,597	ポ イ ン ト 引 当 金	47,337
土 地	651,832	そ の 他	576
無形固定資産	86,735	固 定 負 債	1,314,555
ソ フ ト ウ エ ア	85,907	長 期 借 入 金	1,109,040
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	500	退 職 給 付 引 当 金	48,900
そ の 他	328	資 産 除 去 債 務	130,901
投資その他の資産	786,288	そ の 他	25,713
投 資 有 価 証 券	100,000	負 債 合 計	2,556,508
関 係 会 社 株 式	27,676	純 資 産 の 部	
出 資 金	31	株 主 資 本	3,400,617
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	36,269	資 本 金	66,892
長 期 前 払 費 用	53,406	資 本 剰 余 金	622,067
繰 延 税 金 資 産	65,679	資 本 準 備 金	309,480
差 入 保 証 金	417,101	そ の 他 資 本 剰 余 金	312,587
保 険 積 立 金	86,124	利 益 剰 余 金	2,711,804
資 産 合 計	5,957,125	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,711,804
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,711,804
		自 己 株 式	△147
		純 資 産 合 計	3,400,617
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,957,125

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自 2025年3月1日）
（至 2026年2月28日）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	9,330,889
売 上 原 価	4,487,839
売 上 総 利 益	4,843,049
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,335,968
営 業 利 益	507,081
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	14,535
受 取 手 数 料	17,457
設 備 賃 貸 収 入	35,834
そ の 他	20,918
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	10,700
設 備 賃 貸 原 価	29,839
そ の 他	8,875
経 常 利 益	49,415
特 別 損 失	546,412
資 産 除 去 債 務 履 行 差 額	3,238
減 損 損 失	15,949
税 引 前 当 期 純 利 益	19,187
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	527,224
法 人 税 等 調 整 額	183,585
当 期 純 利 益	△14,423
	169,161
	358,062

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 2025年3月1日
至 2026年2月28日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自 己 株	株主資本 合 計
		資 本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	58,763	301,351	312,587	613,938	2,390,250	2,390,250	△109	3,062,843
事業年度中の変動額								
新株の発行 （譲渡制限付株式増額）	8,128	8,128		8,128				16,257
剰余金の配当					△36,508	△36,508		△36,508
当期純利益					358,062	358,062		358,062
自己株式の取得							△37	△37
事業年度中の変動額合計	8,128	8,128	—	8,128	321,553	321,553	△37	337,773
当期末残高	66,892	309,480	312,587	622,067	2,711,804	2,711,804	△147	3,400,617

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式

総平均法による原価法によっております。

② 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～20年
構築物	3～20年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしておりますが、残高はありません。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

③ ポイント引当金

買取時、顧客に付与したポイントの将来の使用に備えるため、過去の使用実績に基づき、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、従業員の当事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社はリユース事業を営んでおり、店舗における顧客への商品引き渡し時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該引き渡し時点で収益を認識しております。また、商品をネット販売時、顧客に商品を発送した時点で収益を認識しております。

なお、当社は会員顧客向けのポイントプログラムを運営しており、付与したポイントは履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイントの利用時及び失効時に取り崩しを行い、収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は、通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

商品の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 2,046,021千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

リユース小売業においては、時代環境変化により、幅広い分野の商品が流通しております。当社は多種多様な商品を取り扱っており、特定の商品に依存しない安定した営業体制を構築してまいりました。しかしながら、一部商品は、流行による陳腐化や牽引役となる人気商品の有無により価値が急激に変動する場合があります。商品の評価については、商品の特性を踏まえて、一定の評価基準に基づいた簿価の切下げ額の見積り計上をしております。

単品管理の商品の評価基準については、以下2つの観点から設定しております。

- ・事業年度末における商品の正味売却価額が取得原価を下回った場合には、正味売却価額をもって貸借対照表価額とします。

- ・営業循環過程から外れた滞留商品については、定期的に簿価を切り下げる方法によっております。

今後の不確実な経済情勢等の変動やリユース事業をとりまく環境の悪化等により、保有商品の市場価額が著しく下落した場合、簿価切下げ処理がさらに必要になり、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1,038,974千円

5. 損益計算書に関する注記

減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

① 減損損失を認識した資産グループの概要

用 途	種 類	場 所
店舗設備	建物、構築物他	岐阜県多治見市他

② 減損損失の認識に至った経緯

収益性が著しく低下した店舗及び撤退の意思決定をした店舗の一部について、資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

③ 主な固定資産の種類ごとの減損損失の金額

建物	9,053千円
構築物	1,920千円
工具、器具及び備品	4,976千円
計	15,949千円

④ 資産のグルーピングの方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基礎としてグルーピングをしております。

⑤ 回収可能額の算定方法

資産グループの回収可能額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、ゼロとして評価しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式（株）	3,664,050	16,900	－	3,680,950

(注) 増加は譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式（株）	13,152	6,841	－	19,993

(注) 増加のうち、6,800株は譲渡制限付株式報酬の権利失効により無償取得した株式であります。

41株は単元未満株式の買取による増加であります。

(3) 配当に関する事項

①配当金の支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年 4月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	36,508	10	2025年 2月28日	2025年 5月12日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年 4月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	36,609	10	2026年 2月28日	2026年 5月12日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、資産除去債務、退職給付引当金及びポイント引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する除去費用であります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行っておりません。また、資金調達の一必要が生じた場合は、銀行借入で対応する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の経理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は満期保有目的の債券であり、発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況を把握しております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入保証金であり、賃貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金については、原則1ヵ月以内の支払期日であります。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金収支計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

借入金、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は、金利変動リスク及び流動性リスクに晒されております。また、流動性リスクについては、月次に資金収支計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
有価証券及び投資有価証券（注1） 満期保有目的の債券	150,000	149,860	△140
差入保証金	417,101	389,318	△27,782
資産計	567,101	539,178	△27,922
長期借入金（注2）	1,646,592	1,637,273	△9,319
負債計	1,646,592	1,637,273	△9,319

（注1）市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	27,676

（注2）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	—	149,860	—	149,860
差入保証金	—	389,318	—	389,318
資産計	—	539,178	—	539,178
長期借入金	—	1,637,273	—	1,637,273
負債計	—	1,637,273	—	1,637,273

(注) 時価算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

満期保有目的の債券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積した差入保証金の返還予定時期及び国債の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

1年内返済予定の長期借入金を含めております。長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で金利を見直していることから、時価は帳簿価額に近似しているため、当該帳簿価額によっております。

9. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

品目別販売実績

(単位：千円)

品目	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
ファッション	3,829,233
工具	1,943,312
ホビー	1,501,252
ブランド	936,619
トレカ	234,334
その他	886,137
合 計	9,330,889

各品目の主な内容は以下のとおりです。

品目	主な内容
ファッション	一般衣料、靴、服飾雑貨品、腕時計等
工具	電動工具、エア工具、エンジン工具、油圧工具、ハンドツール等
ホビー	食玩、ジャパントイ(注)、各種フィギュア、プラモデル、ミニカー、モデルガン、楽器、スポーツ用品、釣具等
ブランド	ブランド商品(バッグ、時計を含む)、宝石、貴金属製品及び地金
トレカ	トレーディングカード等
その他	ゲームソフト、生活用品、携帯電話、家具、金券、酒、その他

(注) ジャパントイとは、日本のアニメキャラクター玩具や特撮ヒーロー玩具等、日本企画のおもちゃを総称したものであります。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	928円88銭
(2) 1株当たり当期純利益	97円87銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上されているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.00%～2.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	119,960千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	12,611千円
時の経過による調整額	531千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△2,201千円</u>
期末残高	130,901千円

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年4月14日

株式会社買取王国
取締役会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 出 進 也
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 岡 根 良 征
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社買取王国の2025年3月1日から2026年2月28日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意志疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月17日

株式会社買取王国 監査等委員会

監査等委員 深 谷 雅 俊 ㊞

監査等委員 西 川 幸 孝 ㊞

監査等委員 白 川 篤 典 ㊞

（注）監査等委員全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 機動的な資本政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式の取得を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第8条（自己の株式の取得）を新設するものであります。
- (2) その他、条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 第 6 条 ～ 第 7 条 < 条文省略 > < 新 設 >	第2章 株 式 第 6 条 ～ 第 7 条 < 現行どおり > <u>【自己の株式の取得】</u> <u>第 8 条</u> <u>当社は、会社法第165条第2項の</u> <u>規定により、取締役会の決議によって</u> <u>自己の株式を取得することができる</u> (第8条新設のため、以降は1条ずつ繰り下げる)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として妥当であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	は せ がわ かずお 長谷川 和夫 (1951年12月17日生) 再任	1974年4月 東芝EMI株式会社入社 2003年1月 当社代表取締役社長 2022年11月 当社代表取締役会長（現任）	111,600株
2	しまもと ただよし 嶋 本 匡 能 (1977年4月13日生) 再任	1997年10月 株式会社KUROKAWA入社 2008年10月 当社入社 2021年5月 当社取締役営業本部長 2022年11月 当社取締役社長 2023年5月 当社代表取締役社長（現任）	23,500株
3	みぶ じゅんぞう 壬生 順三 (1959年10月20日生) 再任	1982年4月 ぶんらく書店入社 1999年10月 株式会社マルス（現当社）代表取締役 2003年1月 当社取締役 2020年4月 当社取締役管理本部長（現任）	66,300株
4	は せ がわ たいち 長谷川 太一 (1985年11月28日生) 再任	2009年4月 株式会社ボクデン入社 2012年4月 当社入社 2014年5月 当社取締役社長室長 2020年4月 当社取締役工具営業部長 2025年3月 当社取締役工具営業本部長（現任）	217,734株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が原案どおり就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員3名の選任をお願いいたします。3名とも社外取締役候補者であります。また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	ふかや まことし 深谷 雅俊 (1974年8月19日生) 再任	1998年10月 監査法人伊東会計事務所入所 2002年4月 公認会計士登録 2007年8月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 2008年8月 深谷会計事務所開設 2009年1月 当社監査役就任 2014年5月 株式会社スズキ太陽技術（現 株式会社動力）社外監査役就任（現任） 2016年5月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2022年8月 株式会社FRC代表取締役就任（現任） 2025年9月 KeePer技研株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） （重要な兼職の状況） 深谷会計事務所 所長 株式会社動力 社外監査役 株式会社FRC 代表取締役 KeePer技研株式会社 社外取締役（監査等委員）	700株
2	にしかわ ゆきたか 西川 幸孝 (1956年5月19日生) 再任	1982年4月 豊橋商工会議所入職 1992年4月 中小企業診断士登録 2005年3月 株式会社ビジネスリンク設立 代表取締役就任（現任） 2006年12月 社会保険労務士登録 2009年8月 本多プラス株式会社 社外取締役就任（現任） 2016年5月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2017年9月 株式会社物語コーポレーション 社外取締役就任 2023年8月 三信鉱工株式会社 社外取締役就任（現任） 2025年4月 株式会社紅久 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ビジネスリンク 代表取締役 本多プラス株式会社 社外取締役 三信鉱工株式会社 社外取締役 株式会社紅久 社外取締役	一株

候補者 番 号	氏 名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	しらかわ あつのり 白川 篤典 (1967年7月29日生) 再任	2003年3月 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション入社 2010年8月 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション代表取締役社長就任（現任） 2012年6月 As-meエステール株式会社（現 エステールホールディングス株式会社）社外取締役就任（現任） 2021年3月 株式会社ヘッドウォータース社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年5月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役社長 エステールホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社ヘッドウォータース社外取締役（監査等委員）	一株

- (注) 1. 当社は、西川幸孝氏が代表取締役を務める株式会社ビジネスリンクとの間で、人事労務顧問契約を締結しております。当事業年度における報酬額は、当社売上高の1%未満であります。その他の候補者との間には特別の利害関係はありません。
2. 深谷雅俊氏、西川幸孝氏は、当社の社外取締役(監査等委員)としての在任期間は本総会終結の時をもって10年、白川篤典氏は2年となります。株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、3名とも独立役員とする予定であります。
3. 深谷雅俊氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割：同氏は公認会計士としての企業会計に関する豊富な経験と見識を有しており、当社の経営全般への監視・助言、又はガバナンス体制の強化を期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。
4. 西川幸孝氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割：同氏は、自ら代表取締役として株式会社ビジネスリンクの経営に関与しておられ、また同氏の中小企業診断士、社会保険労務士及びコンサルタントとしての企業経営や人事労務に関する経験と見識が豊富であり、当社の経営全般への監視・助言、又はガバナンス体制の強化を期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。
5. 白川篤典氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割：同氏は、自ら代表取締役として株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの経営に関与しておられ、企業経営に関する豊富な経験と見識を有しており、当社の経営全般への監視・助言、又はガバナンス体制の強化を期待できることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。
6. 当社は、深谷雅俊氏、西川幸孝氏及び白川篤典氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、本議案が承認可決され、深谷雅俊氏、西川幸孝氏及び白川篤典氏が選任された場合、当該契約を継続される予定であります。
7. 当社は、監査等委員である取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が原案どおり就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する内容変更の件

本議案は、2018年5月25日開催の第19回定時株主総会においてご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の変更について、ご承認をお願いするものであります。

当社は、2018年5月25日開催の第19回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の報酬枠とは別枠として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することをご承認いただき、その際、譲渡制限期間については「割当てを受けた日から3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としてご承認いただいております。

当社は、対象取締役が退任時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との一層の価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、「譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた日より当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を退任した直後の時点までの間」に変更したいと存じます。なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても、必要な修正を加えることになります。

なお、本議案を原案どおりご承認いただいた場合、本制度改定前に付与済みの譲渡制限付株式を保有する対象取締役の同意を得ることを条件に、付与済みの当該譲渡制限付株式についても同様に譲渡制限期間を変更したく存じます。譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の総額、対象取締役が発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数及び譲渡制限付株式の付与に際しての1株当たりの払込金額の考え方についての変更はございません。

また、本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件等は、上記の目的、当社の業績、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

〔ご参考〕

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

取締役候補者の専門性と経験に基づき、当社が各取締役に特に期待する分野は以下のとおりであります。

なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における議案が全て原案どおり、ご承認いただいた場合を前提に作成しております。

区 分	氏 名	当社が期待するスキル・知見							
		企業 経営	マーケティ ング	業界 知識	IT	財務 会計	法務・リス ク・コンプ ライアンス	人材 育成	サステナビ リティ
取締役	長 谷 川 和 夫	○	○	○		○	○		○
	嶋 本 匡 能	○	○	○	○			○	○
	壬 生 順 三	○				○	○	○	○
	長 谷 川 太 一	○	○	○	○			○	○
取締役 (監査等委員、 社外役員)	深 谷 雅 俊	○				○	○		
	西 川 幸 孝	○	○				○	○	
	白 川 篤 典	○	○			○	○	○	○

※上記一覧表は、各氏の有するすべての専門性、経験を表すものではありません。

以 上

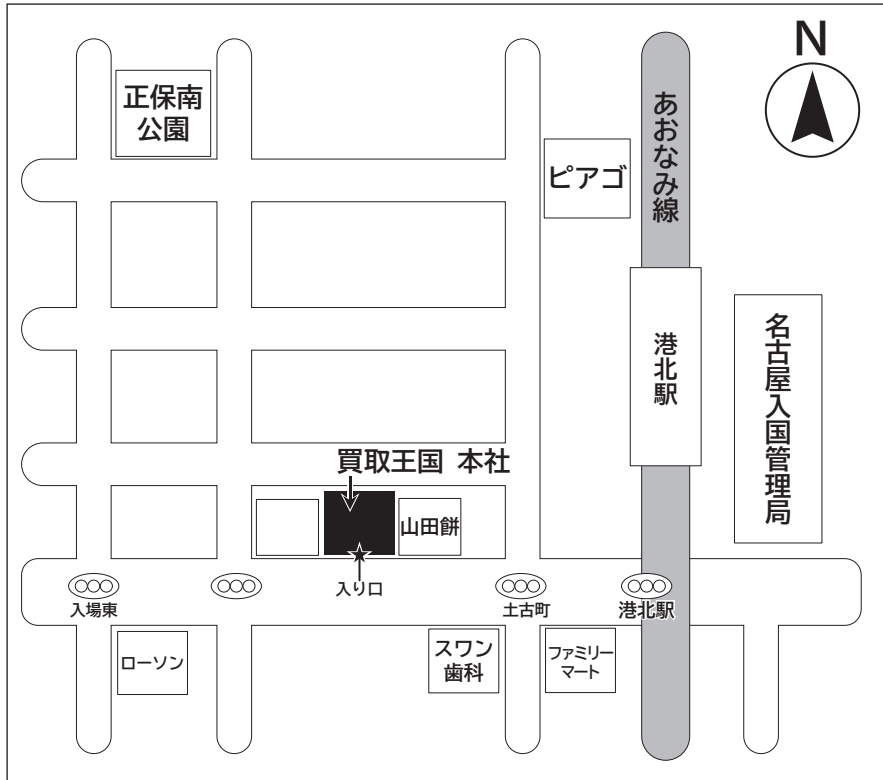
株主総会会場ご案内図

会 場

名古屋市港区川西通五丁目12番地

株式会社 買取王国本社（買取王国港店 3 F）研修室

電話番号：052-304-7851 FAX番号：052-304-7852



交通機関 あおなみ線「港北」駅下車徒歩5分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。